

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
	手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%(または500,000円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%(または500,000円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	手数料負担者は 求人者 とします。 成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%(または500,000円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税(※4)は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-311516

事業所の名称及び所在地 東京理科大学アカデミックパートナーズ
株式会社 人財開発センター
東京都新宿区神楽坂1丁目3番地
東京理科大学神楽坂キャンパス9号館8階

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
	手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の 開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>100,000円-(%)</u>
	活動1日あたり <u>50,000円-(%)</u>
	(または、活動1時間あたり <u>5,000円-(%)</u>)
	上記のうちどちらか高い方とする。
	成功報酬
	(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)
	当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内 定書や労働条件通知書等に記載されている額)の
	<u>60%</u> を上限とする。
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)
	当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間 が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われ る賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されて いる額)の
	<u>60%</u> を上限とする。
	手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税(※4)は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-311516

事業所の名称及び所在地 東京理科大学アカデミックパートナーズ

株式会社 人財開発センター

東京都新宿区神楽坂1丁目3番地

東京理科大学神楽坂キャンパス9号館8階

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 <u>10,000円-(%)</u>
	相談・助言終了時 <u>30,000円-(%)</u>
	成功報酬 <u>50,000円-(%)</u>
	手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬
	(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%（または500,000円）</u> 上記のうちどちらか高い方とする。
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%（または500,000円）</u> 上記のうちどちらか高い方とする。
	手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税（※4）は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-311516

事業所の名称及び所在地 東京理科大学アカデミックパートナーズ
株式会社 人財開発センター
東京都新宿区神楽坂1丁目3番地
東京理科大学神楽坂キャンパス9号館8階

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- ① 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- ② 入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%